

平成 29 年 8 月 30 日

様代理人 藤原 忍 様

日本年金機構

江東年金事務所

審査請求前の確認事項について (回答)

平成 29 年 8 月 24 日付で照会いただきました様に係る「審査請求前の確認事項について (照会)」について、本部審査部門における判断について、以下のとおり回答いたします。

(不支給とした理由)

請求傷病は「乳癌」ですので、認定基準では第 16 節/悪性新生物による障害となります。

上記の認定基準の冒頭では (以下抜粋) 「悪性新生物の障害の程度は、組織所見とその悪性度、一般検査及び特殊検査、画像検査等の検査成績、転移の有無、病状の経過と治療効果等を参考にして、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、当該認定の時期以後少なくとも、1 年以上の療養を必要とするものであって、長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを 1 級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを 2 級に…認定する」とあります。

また、(5) の悪性新生物による障害の程度の「各等級に相当すると認められるものを一部例示すると」、障害の程度 2 級については「衰弱又は障害のため、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの」とあります。

添付の診断書の内容は⑫の一般状態区分表では「ウ 歩行や身のまわりのことはできるが…」と「ウ」に該当しています。しかし、⑬の臨床所見では疲労感 動悸 息切れ 関節症状 リンパ節膨張のおよそ半分が「有」とありますが、「著」はなく、⑨現在はホルモン治療中のみであること、⑯現症時の日常生活活動能力及び労働能力では「再発乳がんによる倦怠感あり 日常生活はある程度自立できるが、フルタイム労力には制限がある」とあります。冒頭の基準から、総合的に判断した結果、2 級の認定基準である「日常生活が著しい制限を受けるか日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とまではいえないと判断しています。

【問い合わせ先】

江東年金事務所お客様相談室

担当：

電話：03-3683-1231